

原発問題は人権問題

関西訴訟 結審前 九州訴訟 判決前

合同
集会

原発事故は国の責任

2011年3月11日の東京電力福島第一原発の事故によりそれまでの生活を断ち切れ、他所での生活を余儀なくされた避難者が原告となり、国と東電に賠償を訴えた裁判が各地で提訴されました。関西では2013年9月に始まった「原発賠償関西訴訟」が、今年12月24日に最終弁論期日を迎え結審します。ちょうど同じ日に、九州訴訟（第一陣）は福岡高裁で判決言い渡しがあります。同じ西日本に避難した原告どうし、ともに勝利判決をめざして合同集会を開催します。私たちの闘いを見守ってくださっている皆さんと、ひとつの節目をともに盛り上げていきたいと考えています。ご参加お待ちしております！（両訴訟の詳細は裏面をご覧ください）

日時…2025年 **11月3日**（月・祝）13:45～17:00（13:15開場）

大阪会場：エル・おおさか本館 606 会議室（zoom 配信有り）

福岡会場：カトリック大名町教会 一階講堂 ※裏面参照

主催：KANSAI サポートーズ（お問合せ：kansaisapo@gmail.com）

共済：原発賠償関西訴訟原告団・弁護団 福島原発事故被害救済九州訴訟原告団・弁護団



ZOOM 参加の方は
QR または上記お問
い合わせメールから
お申し込みください。

【会場アクセス】

- ・Osaka Metro 谷町線・京阪電鉄
「天満橋駅」より西へ300m
- ・Osaka Metro 堺筋線・京阪電鉄
「北浜駅」より東へ500m



原発賠償関西訴訟

福島第一原発事故の後、東電は補償の対象となる地域をせまく区切り、一部の
人だけを補償の対象として、すべてを終わりにしようとし、それ以外の区域の人
の大半は切り捨てられました。福島県を中心に関東～東北の広大なエリアが汚染
されましたが、今もそこに住む人にも、関西に避難した人の中でも、東電の補償
の対象になっていない人がたくさんいます。また、東電が補償を認めた区域の人
たちも、個々の事情はまったく考慮されず、謝罪もなく、一方的に東電が勝手に
決めた金額を押しつけられただけでした。その時の怒りゆえに、今回の訴訟に踏
み切った人も多数います。

2013年3月、福島地裁への訴えを皮切りに、北海道から九州まで、日本中の
避難者が東電と国を相手に提訴しています。近畿エリアでも、京都、兵庫、関西
と3つの原告団が結成され、合計507名の原告が立ち上がりました。

この裁判の目的は3つあります。

① 東京電力福島第一原発の真相の究明と責任の追及

現在、複数の事故調による報告書が公開されていますが、いずれも国の法的責任
を認めていません。国の避難者に対する施策が極めて不十分なのは、責任の所在
が曖昧だから。まずはここから始めます。国と東電の責任を明らかにできるのは、
司法の力だけ！

② 損害の完全賠償

東電に対する直接請求をしても、原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）
に賠償を求めても、驚くほど不十分！区域外の人と同じように被害を受けている
のに、まったく対応してもらえないケースが大半です。損害の完全賠償もこの訴訟
の目的のひとつです！

③ 被災者全員に対しての暮らしの支援を！

被災地にとどまった人、避難した人、帰還した人、原発
事故は多くの人の人生を翻弄しました。しかし、国の被
災者に対する施策は極めて不十分です。特に区域外から
の避難者に対しての必要な支援はほとんどありません。
国のこうした姿勢を改めさせ、被害にあったすべての
人が「ふつうの暮らし」を取り戻すための、行政による
施策…それを実現することが、この裁判最大の目的です！



福島原発事故被害救済九州訴訟

私たち「福島原発事故被害救済九州訴訟」は2014年9月に福岡地方裁判所に提訴し、2020年6
月24日には地裁判決が言い渡されました。この地裁判決では、東京電力の賠償責任については認めら
れましたが、残念ながら賠償範囲は福島県内からの避難者のみに限定されました。言うまでもなく、「放
射能汚染は県境できれいに区分けされるわけではない」のにです。加えて、福島原発事故における国の
責任を一切認めませんでした。

事故を引き起こした津波については、「国は福島第一原発
の敷地高を超える津波の到来を予見することが可能であっ
た」と言いつつも、「あらゆるリスクについて100%に近い
安全性を求めることは、資金や人材等の資源に限りがある以
上、現実的にほぼ不可能」という身勝手な理由から「国の規
制権限の不行使は許容される限度を逸脱して著しく合理性を
欠くとは認められない」という実に理不尽な結論でした。

これは、原発事故を引き起こし得る津波の到来を予見して
いたにもかかわらず、事故を防ぐための対策を十分に行わな
かった《国の責任を全く見失っている》判決であり、とても納得できるような内容ではありません。福
島原発事故の責任の所在を明らかにし、すべての自主避難者に適正な補償が行われることを目指す私
たちは、控訴し、そしていよいよ、控訴審の判決を迎えようとしています。その結果如何によらず、私
たち九州避難者訴訟は、以下の2点を達成することを目標としています。



- ① 福島県外からの自主避難者について、原告が主張する被害が認められ、適正な補償が行われること。
- ② 原発を規制する立場にあった国にも福島原発事故の責任があることを明らかにすること。

この2つの目標を達成することを通して、最終的には福島原発事故に影響を受けたすべての人々（避
難者かそうでないかにかかわらず）が、必要な時に必要な措置や補償（医療提供など）を受けら
れる社会を作り上げたいと考えています。また、すべての避難者が見捨てられない社会を築くた
めの一歩を踏み出せるように、これからも活動を続けていきたいと思っています。
2014年の提訴から10年ほどが経ちますが、まだまだ時間がかかるでしょう。私たちが裁判を
継続していくために、どうか、みなさまのお力添えを頂ければと願っています。



【福岡会場】

カトリック大名町教会 一階講堂

福岡市中央区大名2-7-7

地下鉄天神駅から徒歩6分

西鉄バス 西鉄グランドホテル前から徒歩1分